

## 第10章 調査計画書の修正の経過及びその内容

## 第10章 調査計画書の修正の経過及びその内容

### 10.1 修正の経過

環境影響評価調査計画書の修正箇所、修正内容及び修正理由は、表 10.1-1に示すとおりである。

表 10.1-1 修正した箇所及び修正内容

修正箇所		修正内容及び修正理由	
第6章 対象事業の目的及び内容			
6.2	事業の内容	表 6.2.2-1 事業計画の概要	運行計画の変更により、運転本数を更新した（10 ページ参照）。
6.2	事業の内容	図 6.2.2-1(1) 事業区間平面図及び縦断図	車庫の位置を詳細に記載した。また、都市計画道路 補助第 229 号線の位置を修正した（11 ページ参照）。
6.3	施工計画及び供用の計画	表 6.3.2-1 運行計画	運行計画の変更により、運転本数を更新した（36 ページ参照）。
第8章 環境に及ぼす影響の内容及び程度並びにその評価			
8.1	騒音・振動	8.1.3 環境保全のための措置 イ 予測に反映しなかった措置	調査計画書審査意見書に記載された知事の意見に対応し、工事の施行中における夜間作業に関しての環境保全措置を記載した（121 ページ参照）。
8.5	景観	表 8.5.1-3 代表的な眺望地点と選定理由 図 8.5.1-2 景観調査地点図 図 8.5.2-7 代表的な眺望地点(地点7)における眺望の変化の程度	周知地域区市長の意見（練馬区長）（240 ページ参照）に対応し、石神井川景観軸に景観調査及び予測・評価地点を追加した（182、184、195 ページ参照）。
資料編 第2章 環境に及ぼす影響の内容及び程度並びにその評価			
2.1	騒音・振動	2.1.2 予測 <参考>高さ方向の鉄道騒音の予測結果	調査計画書審査意見書に記載された知事の意見に対応し、工事の完了後における鉄道騒音の高さ方向の予測結果を記載した（資料編 140 ページ参照）。

### 10.2 調査計画書審査意見書に記載された知事の意見

調査計画書審査意見書に記載された知事の意見の全文は、以下に示すとおりである。

#### (1) 意見

##### 【騒音・振動】

- 1 本事業は事業予定期間が 15 年という長期にわたり、また、一部で夜間工事も予定されていることから、周辺住民に対して十分に配慮した環境保全のための措置を検討し、予測・評価を行うこと。
- 2 工事の完了後の鉄道騒音について、本事業区間周辺には中高層の住宅等が存在することから、必要に応じて、高さ方向を含めた予測・評価を行うこと。

## (2) その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、東京都条例第 47 条第 1 項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域区長等の意見並びに今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

### 10.3 調査計画書に対する都民の意見及び周知地域区市長の意見の概要

調査計画書に対する都民の意見書及び周知地域区市長の意見の件数は、表 10.3-1 に示すとおりである。

表 10.3-1 意見書等の件数

意見書等	件数
都民の意見書	10 件
周知地域区市長の意見	3 件
合計	13 件

#### 10.3.1 都民の意見書の概要

調査計画書に対する都民の意見書の概要は、表 10.3-2(1)～(3) に示すとおりである。

表 10.3-2(1) 都民の意見書の概要

項目	意見の概要
騒音・振動	高架化により騒音が広い地域に影響を及ぼすことが心配されるため、調査・予測の範囲を、200m～300m まで広げてもらいたい。
	「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」に基づく評価の指標「騒音レベルの状況を改良前より改善する」では不十分であり、「環境基本法に基づく騒音規制基準」に準じるべき。
	鉄道敷地に接する民家が存在しており、測定地点を敷地境界にも設定すべき。
	等価騒音レベル( $L_{Aeq}$ )による評価のほか、単発騒音暴露についても予測・評価を行うこと。
	建築物による減衰効果の補正については、実際の減衰状況に基づき適否を検証すること。
	事後評価の測定地点を 12.5m 地点だけではなく、より近接した地点で行うこと。
	騒音現況調査において、数値計測調査とともに、得られた数値に対する沿線居住者の意識調査も行い評価してもらいたい。
	振動の評価について、評価の指標を「現地調査結果を大きく改善すること」とすること。
高架化された場合、どの程度の側道が計画され、どの程度の騒音が降りかかるか心配している。防音壁は 1 日の平均値で計画されるとの説明だが、地形や線路との距離、測定時間帯により大幅に変わると思われる。よりきめ細やかな計画案を作り、同様な条件の案件の現状を示し、納得の上、地下化の場合も含めた環境影響評価計画の立案が必要。	

表 10.3-2(2) 都民の意見書の概要

項目	意見の概要
生物・生態系	周辺公園(武蔵関公園)、河川(石神井川)などに生息する野鳥、陸上生物に対し、工事中騒音、高架化による騒音発生位置の変化などがもたらす影響を評価項目に加えるべき。
日影	冬至日での日影の範囲、時間、変化などの規定上の一定点での影響だけではなく、見通しの悪化、日常的に直下の道路に与える影で生み出される治安などの点も評価に入れてもらいたい。
電波障害	電波障害が発生した際に対処することを調査計画に入れること。
自然との触れ合い活動の場	武蔵関公園東側の石神井川沿いにある桜並木の保全についても調査計画に入れてもらいたい。
事業計画等	<p>高架方式よりも振動、騒音が少ない、又は発生しない地下方式も含めて調査計画を立ててもらいたい。</p> <p>線路際なので上の階は生活場所でガタンゴトンとうるさい。目の前に要塞があるようで、地下化で延伸(田無の先)を望む。</p> <p>高架方式の場合、コンクリート建造物が熱を蓄積し、更なる気温の上昇、ヒートアイランドの加速が考えられる。対策として、事業を地下化し緑を増やせば熱が発散して気温が低下する。練馬の地域特性である夏場の気温を調査項目に加えてもらいたい。</p> <p>高架となれば、線路北側からの公園の景色が失われ、公園側からも見通しが遮られる。高架が生む環境改悪から自然、静かな生活を守るため地下化を望む。また、高架のような構造物は、広範囲な視覚的、景観的な影響を沿線住民のほか多くの人に及ぼすため長い時間をかけ住民周知、意見のくみ取りをすべき。</p> <p>都が事業主体となる都市計画事業であり、同事業が環境に及ぼす影響が極めて大きいことから、地下方式を念頭に計画段階からの環境影響評価を行うこと。</p> <p>沿線住民は、終日電車の騒音に苦しめられ、その上、夜間の工事作業が始まれば被害は相当なものになり、高架化により騒音は広い地域まで広がる。また、保安作業時の振動や電車による光にも悩まされ、更に夜間工事による光で被害も増大することから、鉄道を地下化に変更するよう要望する。</p> <p>環境保全の見地から、次の項目を調査計画に入れることを要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①騒音の少ない地下化</li> <li>②上り、下りの列車交差時の騒音や、特急通過時などに電波障害の頻度が上がること</li> <li>③工事完了後、現況より大幅な騒音の低減</li> <li>④現状より大幅な低減予想値を設定・開示し工事事業者に工事認可をすること</li> <li>⑤工事完了後、問題発生があった場合のため、乖離<sup>かい</sup>に相応した住民補償をあらかじめ設定すること</li> <li>⑥石神井川河川整備工事と一体的な環境・景観影響の評価と改善策の検討</li> <li>⑦桜並木の景観を保つため、武蔵関公園の池の調整機能増強や豪雨時の河川水位のコントロールの検討</li> <li>⑧仮線の具体的な工法の開示</li> <li>⑨高架橋の地耐力に問題はないか</li> <li>⑩詳細な工事費・用地費・対象物件等の開示</li> <li>⑪高架化と地下化の詳細な総工事期間を開示</li> <li>⑫上石神井車庫の遠隔地への移設と立体交差事業区間の短縮、地下化の実現</li> <li>⑬高架騒音対策が稀薄<sup>き</sup>。解決に向けて真摯に対応していない。</li> </ol>

表 10.3-2(3) 都民の意見書の概要

項目	意見の概要
事業計画等	高架化、地下化双方の環境影響評価を示さなければ、住民の理解は得られない。また、高架化になると北側側道予定地住民は移転により大きな負担が生じる。
	高架化と地下化の場合の、震災時の耐震性、豪雨被害への対応について評価してもらいたい。また、豪雨被害に関連し、武蔵関公園の地下調整池と西武線の地下化によりできる線路状の土地を利用すれば、石神井川改修工事で伐採される桜並木を保全することができる。対策雨量を100ミリ程度に上げることを要請する。

### 10.3.2 周知地域区市長の意見の概要

周知地域区市長である杉並区長、練馬区長及び西東京市長から提出された調査計画書に対する意見の概要は、表 10.3-3～表 10.3-5に示すとおりである。

表 10.3-3(1) 周知地域区市長の意見の概要（杉並区長）

項目	意見の概要
1 全体的な意見 (1)住民への説明等	環境影響評価手続きにおける住民への説明及び図書の作成等においては、専門的な語句・用語の使用は最小限となるように努め、やむを得ず使用する場合は注釈をつけること。また、図表やイラストをいれるなど、住民にわかりやすい簡潔な表現とすること。
(2)公害等の防止に向けた法令等規制値への対応	法令等による公害防止の規制基準を遵守すること。事業において使用する重機等は、できる限り窒素酸化物や浮遊粒子状物質、騒音・振動等の低減が見込まれる最新技術の設備・機器等を使用するとともに、最新工法の採用等により、公害対策に万全を期すること。また、既存建築物及び工作物等の解体にあたっては、アスベストに関する事前調査を確実に実施すること。アスベストを含有する場合は、飛散性アスベスト、非飛散性アスベストともに適切に処理すること。さらに、事業後の鉄道騒音レベルについては、各種の防止対策を講じることにより、「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について(平成7年12月20日付環大―第174号環境庁大気保全局長)」中、2指針「大規模改良線：騒音レベルの状況を改良前より改善すること。」を確実に履行するとともに、より一層の環境改善に努めること。
(3)省資源・省エネルギー等	工事等に使用する重機や運搬車両等は、化石燃料等の使用量の少ない低燃費・省エネルギーの機器、車両等の採用に努めること。 駅舎等への太陽光発電システム等の導入、LED照明やLED案内掲示器の駅設備への活用を積極的に図られたい。また、駅構内へ人感知エスカレーター等の省エネルギー機器を導入するなど、省資源・省エネルギーへの取組及び温室効果ガス排出低減に努めること。
(4)評価項目の増設 ①大気汚染	評価では、工事の施行中において想定される粉じんの飛散のほか、建設機械・工事用車両等による排出ガスの影響は少ないとされている。しかし、今回の事業区間には住居が近接していることを踏まえ、工事の施行中について評価項目に追加していただきたい。また、工事用車両のアイドリングストップを徹底すること。
②その他	周辺環境への影響が小さいとして調査対象から除外した項目があるが、住民の不安を解消するためにも最大限、調査対象項目とすること。
(5)当該事業の影響範囲	各段階で環境に影響を及ぼすと考えられる項目ごとに、その影響が及ぶと予想される地域の範囲を明確にすること。

表 10.3-3(2) 周知地域区市長の意見の概要（杉並区長）

項目	意見の概要
(6)その他	今回の評価項目には含まれていないが、高架橋等の基礎工事の施行に伴う掘削等により、周辺地下水の水質、水位、地盤等への影響が懸念されることから、特に工事の施行中については、地盤の変形等に留意していただきたい。なお、当区においても、事業区間周辺の善福寺池、妙正寺池において水質調査を実施しているため、参考にしていただきたい。
2 評価項目に関する意見 (1)騒音・振動	高架区間となる沿線地域の騒音については、周辺の建物の立地状況（中高層住宅等）に応じて、高さ方向も加味した予測・評価を行うこと。また、供用開始後に変化が見込まれる周辺の道路交通による騒音・振動についても、その対応を考慮すること。なお、西武新宿線の鉄道騒音については、杉並区においても測定を行っており、当区の環境白書にて公表しているため、参考にしていただきたい。
(2)電波障害	工事完了後だけでなく、工事の施行中においてもテレビの電波の受信に影響を及ぼすことが考えられるため、施行中も予測の対象時点としていただきたい。
(3)景観	景観法・杉並区景観条例に基づき策定された杉並区景観計画の方針に従い、西武新宿線沿線の景観特性に適した景観形成に努められたい。 高架化に伴う鉄道からの沿線の眺望は、街並みや四季折々の自然の変化が望めるよう、配慮いただきたい。
3 調査等の手法に関する意見 (1)騒音について	高架区間となる沿線地域の中高層住宅（マンション等）では、騒音が事業前よりも大きくなる可能性がある。また、事業後には音が高架から発せられるため、騒音が現状よりも遠方へ到達する可能性も考えられる。前述した「在来鉄道の 신설又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」では、騒音の測定の高さは原則 1.2m となっているが、中高層住宅のある地域においては高さ方向を考慮した調査を実施するとともに、遠方へ到達する騒音の予測、評価が可能な調査地点や調査高さを追加していただきたい。
(2)景観について	調査地点図では、南北方向の調査・予測が多く、東西方向が不足している。井荻駅から西方向を調査地点に加えるなど、調査地点の増加を含めた再検討を行っていただきたい。

表 10.3-4(1) 周知地域区市長の意見の概要（練馬区長）

項目	意見の概要
1 全体的事項	練馬区民に対し、環境影響評価の目的、意義および内容が十分に理解されるよう、本件環境影響評価の内容に関して、手続きに関わる図書の縦覧や説明会のみならず、様々な機会を設けて区民に説明し、その意見・要望を聞くこととされたい。また、区民の意見・要望については、十分に検討し、可能な限り環境影響評価の実施および環境保全のための措置の検討に反映するよう努められたい。 環境影響評価調査計画書に限らず、今後作成される図書類においては、その記載内容に図表やイラストを含めるなど、区民に分かりやすくするよう配慮されたい。また、評価事案の説明会においても、同様の配慮をされたい。
2 環境影響評価に選定した項目 (1)騒音・振動 ア 騒音	鉄道騒音のそれぞれの調査・予測地点において測定高さ 3.5m を追加するとともに、近接する中高層建築物への影響も十分に把握できる地点・高さを選定し、調査・予測を行い、評価を実施されたい。 仮線区間の列車の走行に伴う鉄道騒音については、現地調査結果を「大きく上回らないこと」を評価の指標とするとあるが、「上回らないこと」を評価の指標とされたい。 鉄道騒音の調査や予測にあたっては、分岐器設置区間、ロングレール化が困難な区間も考慮して評価を実施されたい。

表 10.3-4(2) 周知地域区市長の意見の概要（練馬区長）

項目	意見の概要
イ 振動	仮線区間および工事の完了後ともに鉄道振動の現地調査結果を「大きく上回らないこと」とするとあるが、「上回らないこと」を評価の指標とされたい。
(2) 土壌汚染	上石神井の車庫は、鉄道車両の整備・点検等が行われていたと推察されることから、土壌汚染の調査対象とされたい。
(3) 景観	区内事業区間内の練馬区景観計画で定められた区域区分のうち、石神井川景観軸に景観調査地点の設定がないため、追加を願いたい。 鉄道施設による地域景観の特性の変化予測にあたって、計画されている方向の反対からも、完成予想図（フォトモンタージュ）を作成されたい。
3 環境影響評価に選定しなかった項目 大気汚染	大気汚染は環境影響評価の項目としては選定されていないが、工事着手後は駅舎および鉄道施設の解体が見込まれ、吹付け材や配管保温材などについて、アスベストの含有が懸念されるため、調査の項目とされたい。

表 10.3-5 周知地域区市長の意見の概要（西東京市長）

意見の概要	
	列車の走行に伴う鉄道騒音調査の範囲は、線路から約 100m とされているが、100m 以上離れたところに住んでいる住民からも関心が向けられている。調査範囲については可能な限り広げ、近隣住民の声を反映していただきたい。
	列車の走行に伴う鉄道騒音の予測地域は、明確な記述がなかったが、高架橋となる部分は、鉄道騒音の伝播が従来よりも広範囲になることが懸念される。予測地域については、高架することにより、騒音の暴露状況に変更がある地域まで、面的に予測・評価していただきたい。